

平成29年度 「福祉の職場体験事業」実施要領

1 目的

少子高齢社会の進展に伴い、労働力人口が減少する中で、福祉・介護分野においては、今後更に福祉人材に対するニーズの増大が予想され、サービスを提供する人材の安定的な確保が重要な課題となっている。

そこで、福祉・介護人材の確保・定着を促進するため、より多くの県民に福祉・介護職場での実体験をとおして、福祉の仕事のやりがいや魅力を正しく理解していただくことを目的に本事業を実施する。

2 実施主体

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター

3 対象者

- (1) 学生（中学、高校、専門学校、短大、大学等）
- (2) 一般県民（福祉・介護の職場に就職を希望する者等）

4 事業実施期間

平成29年4月から平成30年2月末まで

ただし、延べ体験期間が1,000日を越えた場合はこの限りでない。

5 福祉職場体験の日数と時間

体験日数は、原則として1人あたり3日から10日以内とする。

1日当たりの時間は、原則として9時～16時とする。

※連続した日程を原則とする。ただし、特に事情がある場合はこの限りでない。

6 福祉職場体験の内容等

施設・事業所は、下記例示を参考に体験者の希望等を考慮して、福祉・介護の仕事に対する正しい理解を図るとともにその魅力とやりがいを体験できる内容とする。

<体験内容の例>

- | | | | | |
|---------------|--------|-----------|----------|---|
| (1) 利用者との交流 | ①話し相手 | ②レクリエーション | ③学習指導の補助 | 等 |
| (2) 作業補助 | ①配膳・下膳 | ②洗濯物の整理 | ③清掃 | 等 |
| (3) 利用者の介護・介助 | ①車いす介助 | ②食事介助 | ③入浴介助 | 等 |

<留意事項>

- (1) 施設・事業所は、体験初日または事前に必ずオリエンテーションを実施し、業務の流れ、利用者との接し方や留意事項等について説明するとともに、施設・事業所の事業の概要、目的、利用者等の思い等を体験者に伝えること。
- (2) 施設・事業所は、体験内容を検討する際、体験者の希望を考慮すること。
- (3) 施設・事業所において、面接後又は採用前提の当該者をこの事業に充てることは認めない。
- (4) 「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生の受入れについては、本事業の対象としない。

7 経費の負担等

体験者の参加費は無料とし、交通費及び昼食代は体験者の自己負担とする。

8 経費謝金

施設・事業所に対し、職場体験受入れの謝金として、1日当たり1人につき4,500円を支払う。

9 実施方法

(1)各施設・事業所からの受入承諾書の提出

各施設・事業所は受入れ可能人数、形態、時期及び留意事項を明記した「受入承諾書」(様式1)を提出する。

(2)学生及び一般県民の体験希望者の受付

職場体験への参加を希望する者は、「福祉の職場体験事業申込書」(様式2)に必要事項を記入し、静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター(以下「本会」という)に提出する。ただし、体験希望者が学生の場合は、その保護者または在籍校教員等による代理申し込みを認める。

(3)受入れの調整等

ア 本会は、「福祉の職場体験事業申込書」の記載内容に基づき、受入承諾のあった施設・事業所の中から体験先を選定・調整し、双方に連絡する。

イ 本会は、職場体験希望者から体験先として希望があった施設・事業所に対しては個別に連絡し、受入れ等について調整を行う。

ウ 職場体験希望者は、選定された施設・事業所に日時や留意事項の確認等を行い、職場体験を実施する。

(4)体験実施後の報告等

ア 体験者は、職場体験終了時、「福祉の職場体験事業 実施報告書」(様式3)を作成し当該施設・事業所に提出する。

イ 当該施設・事業所は、体験者から受け取った「福祉の職場体験事業 実施報告書」(様式3)の受入事業所記入欄に記入、担当者印欄に押印し、「請求書」(様式4)を添えて、本会に提出する。

ウ 本会は、「請求書」(様式4)を確認の上、施設・事業所へ謝金を支払う。

エ 本会は、体験者に対し、福祉職場に関する情報提供や就業あっ旋等のフォローアップを行う。

10 その他

万一の事故に備え、体験者はボランティア行事用保険に加入するものとする。

※本会が加入手続をし、費用を負担する。

11 問い合わせ先

静岡県社会福祉人材センター 人材課

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会内

TEL: 054-271-2110 FAX: 054-272-8831